４.【第４節 鉄 筋】

１ 一般事項

(１)本節に定める参考歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。

(２)鉄筋加工は、実状により工場加工又は現場加工を選択する。

(３)鉄筋の標準的な構成比率は、下記のとおりとする。

鉄筋コンクリート造建物の太物鉄筋構成比率 (％)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サイズ | Ｄ16 | Ｄ19 | Ｄ22 | Ｄ25 | 計 |
| 構成比 | 0.4 | 2.9 | 16.5 | 80.2 | 100 |

鉄骨鉄筋コンクリート造建物の太物鉄筋構成比率 (％)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サイズ | Ｄ16 | Ｄ19 | Ｄ22 | Ｄ25 | Ｄ29 | 計 |
| 構成比 | 17.6 | 4.8 | 11.0 | 55.9 | 10.7 | 100 |

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の細物鉄筋構成比率 (％)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サイズ | Ｄ10 | Ｄ13 | 計 |
| 構成比 | 60.0 | 40.0 | 100 |

２ 参考歩掛り

(１)適用条件及び留意事項

イ.建築構造物等の鉄筋加工、組立、ガス圧接及び鉄筋運搬に適用する。

ロ.鉄筋加工及び組立において細物とはＤ１３以下、太物とはＤ１６以上とする。

ハ.小型構造物の鉄筋加工及び組立は、工作物の基礎等で１か所当たり１ｍ3程度のコ

ンクリート量で点在する構造物及び高さ１ｍ程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。

また、現場加工を標準とする。

- RA 19 -